

副本

令和3年(ワ)第7039号 国家賠償請求事件

原 告 株式会社グローバルダイニング

被 告 東京都

5

準 備 書 面 (4)

令和3年12月2日

10

東京地方裁判所民事第42部A合係 御中

15

被告指定代理人	松下 博	
同	加登屋 穀	
同	石澤 泰彦	
同	長尾 若菜	

20

原告の令和3年(2021年)11月17日付け求釈明申立書(2)に対して、以下のとおり回答する。

1 求釈明①について

相互理解とは、令和3年2月2日に開催された基本的対処方針等諮問委員会の議事録（乙49）において、厚生労働省迫井医政局長が都と国の基準が異なることに関して説明した箇所の「相互理解」（13頁）との文言を引用したものであり、
5 その意味するところは当該発言の前後の文脈で述べられているとおりである。

また、都では、従前（令和2年の国への報告当初）から都基準に基づき集計した重症用病床数を国（厚生労働省）に報告しており、そのことは口頭でのやり取りにより当初から国も認識していたところ、証拠上（乙49）も、遅くとも令和3年1月の時点では当該事実（国が都基準での報告を認識していたこと）を読み
10 取ることができる旨を主張したものである。

2 求釈明②について

甲33に記載のとおり、都基準で集計した数字である。このことは被告準備書面（3）6頁で述べたとおりである。「最終フェーズの確保計画数」と「最大確保病床」とは異なる。
15

また、同じ都基準で集計した数字が都のモニタリング会議の資料（乙42）では330床、国（厚生労働省）の公表資料（甲28）では500床と異なる理由について、都のモニタリング会議の指標は実際に入院重点医療機関で確保できている病床（確保病床、即応病床）であるのに対し、国（厚生労働省）の公表資料（甲28）には現時点では確保できていないが、必要に応じて確保できる病床（最大確保病床）が記載されていることを説明したものであり、被告準備書面（3）6頁の同記載部分をもって、都基準でもよいから「最大確保病床」についての数字を提出せよ、という指示があったことを主張しているものではない。なお、被告準備書面（3）6頁中の「国からは、最大確保病床数を報告するよう指示があったため」との記載は、従前からの国（厚生労働省）の各都道府県等に対する調査報告の依頼において、現在の即応病床数のほかに最終フェーズの確保計画数も報告事項と
20
25

なっていたことを主張したにすぎないものであり（都も当初より両方を報告していた）、令和3年1～2月頃に国から都に対して「最大確保病床数」を提出するよう改めて指示があったということではない。

都では、都基準で集計した数値として報告しており（このことを国が認識していたことは既述のとおりである。）、国基準の重症者病床数を集計したものと称して報告はしていない。

以上